重　要

２０２６年度

返 還 の て び き

（給付奨学金）

各自でダウンロードして返還完了まで大切に保管し，利用してください。

※制度変更等により，「返還のてびき」に記載の取扱いを見直すことがありますので
最新の情報については，本機構ホームページで確認してください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html

独立行政法人
日本学生支援機構

目　次

返還のてびき　重要事項……1

Ⅰ　返還が必要と決まったときにやらなければならないこと（手続）

１．返還誓約書の記入と提出 …… 3

２．口座振替（リレー口座）の加入手続 …… 6

３.メールアドレスの確認 …… 7

Ⅱ　奨学金の返還

１．定額返還方式による返還 …… 8

２．所得連動返還方式による返還 ……9

Ⅲ　返還中の各種届出

１．住所・氏名・電話番号等の変更 ……13

２．振替用口座（リレー口座）の変更 ……13

Ⅳ　在学している場合（在学猶予）

１．引き続き在学、または進学した場合 ……14

２．留年（休学）により卒業期が延期された場合 ……15

３．早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合 ……15

Ⅴ　返還が困難になった場合（救済制度）

１．減額返還（返還月額を減額して返還） ……16

２．返還期限猶予（返還期限の先送り） ……17

Ⅵ　返還の免除

１．死亡による返還免除 ……19

２．精神または身体の障害による返還免除 ……19

Ⅶ　返還が滞った場合

１．督促 ……20

２．法的手続 ……20

Ⅷ　その他

１．繰上返還 ……21

２．返還金の充当順位 ……21

３．返還完了のお知らせ ……21

４．外国に在留している期間の返還 ……21

５．卒業後のアンケートの実施について ……22

○ 用語集 ……23

○ 各種願・届・文書の提出先 ……24

返還のてびき　重要事項

返還が必要と決まったときにやらなければならないこと（３頁～７頁参照）

以下の２つの手続を速やかに行ってください。

- **返還誓約書の記入と提出**
  「返還誓約書」には，必要事項を漏れなく記入のうえ，個人番号（マイナンバー）未提出の場合は，必要書類を添えて本機構に提出してください。
- **口座振替（リレー口座）の加入手続**
  奨学金の返還は，口座振替（毎月２７日）により行いますので，**口座振替（リレー口座）**の加入手続が必要です。
  加入手続は，原則**スカラネット・パーソナル**から行ってください。

いつから返還が始まるの？（８頁参照）

- 支給終了後に本機構から返還開始の通知が発送されます。
- 通知発送月の翌月から数えて**７か月目の月**（４月に通知発送した場合は１１月）から返還が始まります。
- **毎月２７日に口座から引き落とします。**
- **口座振替加入後，「口座振替（リレー口座）加入通知」で返還開始月や返還の明細をお知らせします。**

返還方式って選べるの？（８頁～１２頁参照）

返還誓約書提出の際に**「定額返還方式」**または**「所得連動返還方式」**のいずれかを選択してください。

- **定額返還方式（８頁参照）**
  返還を要する金額に応じて返還月額が決まります。
- **所得連動返還方式（９頁～１２頁参照）**
  ・前年の課税対象所得（課税総所得金額）等に基づき，１０月から翌年９月の返還月額を算出します。
  ・返還初年度は定額返還方式により算出した割賦金の半分が返還月額になります。また，定額返還方式により算出した割賦額の半額での返還が困難な場合は，届出により最低月額２，０００円に変更することが可能です。
  ・返還月額の最低金額は２，０００円です。

住所・電話番号等が変更になったときは？（１３頁参照）

住所および電話番号等の変更については，**スカラネット・パーソナル**で届け出てください。
※新しい住所の届出がない場合，本機構からの大事な連絡や通知が届かなくなり延滞の原因となります。

在学しているときは？（１４頁～１５頁）

- **在学猶予**
  在学している期間中、返還期限を先送りすることができる制度です。
  適用期間の上限は**通算１０年（１２０か月）**です。

返還が難しくなったときは？（１６頁～１８頁参照）

返還者本人が，経済困難，失業，傷病，災害等の事情により返還が困難になった場合，以下の救済制度を願い出ることができます。
減額返還・返還期限猶予とも**スカラネット・パーソナル**から申請できます。
返還誓約書の提出がない場合は対象になりません。

- **減額返還（「所得連動返還方式」を選択した方は申請できません）**
  「返還誓約書」で約束した返還月額での返還は困難だが，減額すれば返還できる場合，**１回あたりの返還月額を３分の２，２分の１，３分の１または４分の１に減額**して返還できる制度です。減額返還適用期間に応じて返還期間を延長して返還します。
  適用期間の上限は**通算１５年（１８０か月）**です。
- **返還期限猶予**
  一定期間返還期限を先送りすることができる制度です。
  給付奨学金の返還の場合は，適用期間の上限はありません。

返還を延滞したときは？（２０頁参照）

- **返還の督促**
  延滞した場合，**本機構または本機構が委託した債権回収会社から**督促を行います。

- **法的手続**
  延滞が解消されない場合，返還期限が到来していない分を含め，返還未済額の全額の**一括返還を請求**すると共に，支払督促申立等，法的手続を行うことがあります。

Ⅰ	返還が必要と決まったときに やらなければならないこと（手続）

○ 返還誓約書の記入と提出
○ 口座振替（リレー口座）の加入手続
○ メールアドレスの確認

１．返還誓約書の記入と提出

「返還誓約書」は，返還する金額と今後の返還方法を確認する重要な書類です。必要事項を漏れなく記入のうえ，必要書類を添えて必ず提出してください。

繰上返還をする方や在学中・進学予定の方も含め，必ず提出してください。なお，「返還誓約書」の提出がないと，減額返還や返還期限猶予等の手続ができません。

● 返還誓約書の記入について

４頁～５頁の記入例を参照のうえ，必要事項を記入欄に記入してください。

なお，返還誓約書の印字欄が印字されていない場合は，奨学金相談センターに相談してください。

● 「返還誓約書【本人控用】」について

記入後に切り取り，返還が完了するまで大切に保管してください。

● 返還誓約書の提出について

「返還誓約書【提出用】」（１枚目）のみ，本機構に簡易書留で送付してください。

簡易書留に係る郵便料金は奨学生本人の負担となります。

※個人番号（マイナンバー）を提出していない方は、以下の書類が必要です。
市区町村で発行された奨学生本人の「住民票の写し」（コピー不可）
（３か月以内の発行日のもの，個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

【返還誓約書の記入例】

- 記入には，黒か青のボールペンを使用してください。時間の経過や熱により字が消えるボールペンは使用不可です。
- **住民票と同じ氏名（本名）を使用して，奨学生本人が署名してください。**
  ※外国籍の方で住民票がアルファベット表記の方はアルファベットで署名してください。
  アルファベットと漢字が併記されている方はどちらかを選択して署名してください。
- 誤って記入したときは・・・
  誤った部分を二本線で消して，必ず各欄内に正しい事項を記入してください。署名の一部分だけの訂正や一度署名した上からの「なぞり書き」での訂正は認められません。紙貼り，修正液，カッター，字消し等は使用しないでください。また，各欄内での訂正が難しい場合は，学校の窓口もしくは奨学金相談センターに申し出てください（欄外訂正不可）。

支給された奨学金のうち，返還を要する金額の合計です。
ご確認ください。

住所（丁目，番地を含む），電話番号，氏名，フリガナ，生年月日，性別等を確認のうえ，**署名してください。**
印字内容に誤り又は変更がある場合は，二本線で取消し，枠内の余白に正しいものを記入してください。

返還を要する奨学金の交付期間と金額です。
休・停止期間は除いてあります。

返還期日，返還回数，割賦金，総支払額等が印字されています。

希望する**返還方式のチェックボックス「□」に（✔）をしてください。**
返還方式の詳細は，８頁～１２頁を参照してください。
※繰上返還をする方や進学する方，在学中の方も含め，必ず選択してください。

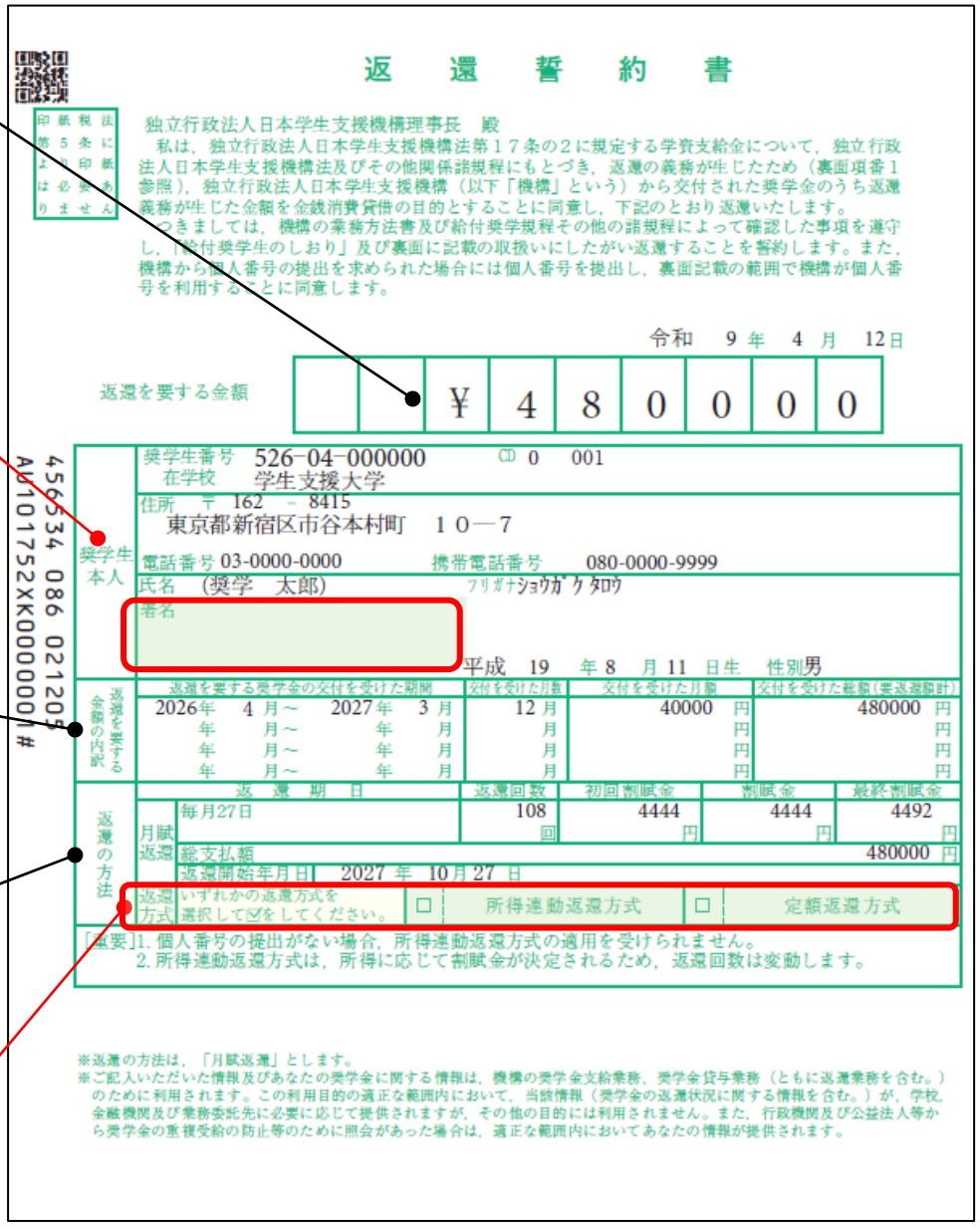

返　還　誓　約　書

印紙税法第５条により印紙は必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿
私は，独立行政法人日本学生支援機構法第１７条の２に規定する学資支給金について，独立行政法人日本学生支援機構法及びその他関係諸規程にもとづき，返還の義務が生じたため（裏面項番１参照），独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）から交付された奨学金のうち返還義務が生じた金額を金銭消費貸借の目的とすることに同意し，下記のとおり返還いたします。
つきましては，機構の業務方法書及び給付奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し，「給付奨学生のしおり」及び裏面に記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また，機構から個人番号の提出を求められた場合には個人番号を提出し，裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和　9 年　4 月　12日

返還を要する金額　¥ 4 8 0 0 0 0

456534 086 021205
AU101752XK0000001#

奨学生本人
奨学生番号　526-04-000000　CD 0　001
在学校　学生支援大学
住所　〒 162 － 8415
東京都新宿区市谷本村町　１０―７
電話番号 03-0000-0000　携帯電話番号　080-0000-9999
氏名　（奨学　太郎）　フリガナショウガクタロウ
署名
平成　19　年 8　月 11　日生　性別男

返還を要する金額の内訳

返還を要する奨学金の交付を受けた期間	交付を受けた月数	交付を受けた月額	交付を受けた総額（要返還額計）
2026年 4 月～ 2027年 3 月	12 月	40000 円	480000 円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円

返還の方法

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還　毎月27日	108 回	4444 円	4444 円	4492 円
総支払額				480000 円
返還開始年月日　2027 年　10月 27 日				

返還方式　いずれかの返還方式を選択して☑をしてください。　□ 所得連動返還方式　□ 定額返還方式

「重要」1. 個人番号の提出がない場合，所得連動返還方式の適用を受けられません。
2. 所得連動返還方式は，所得に応じて割賦金が決定されるため，返還回数は変動します。

※返還の方法は，「月賦返還」とします。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は，機構の奨学金支給業務，奨学金貸与業務（ともに返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において，当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が，学校，金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが，その他の目的には利用されません。また，行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は，適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

返還誓約書作成時点で，勤務先が決定している人，すでに就職している人は記入してください。
未定の人は空欄にしておき，後日，勤務先が決定したら本機構に届け出てください。

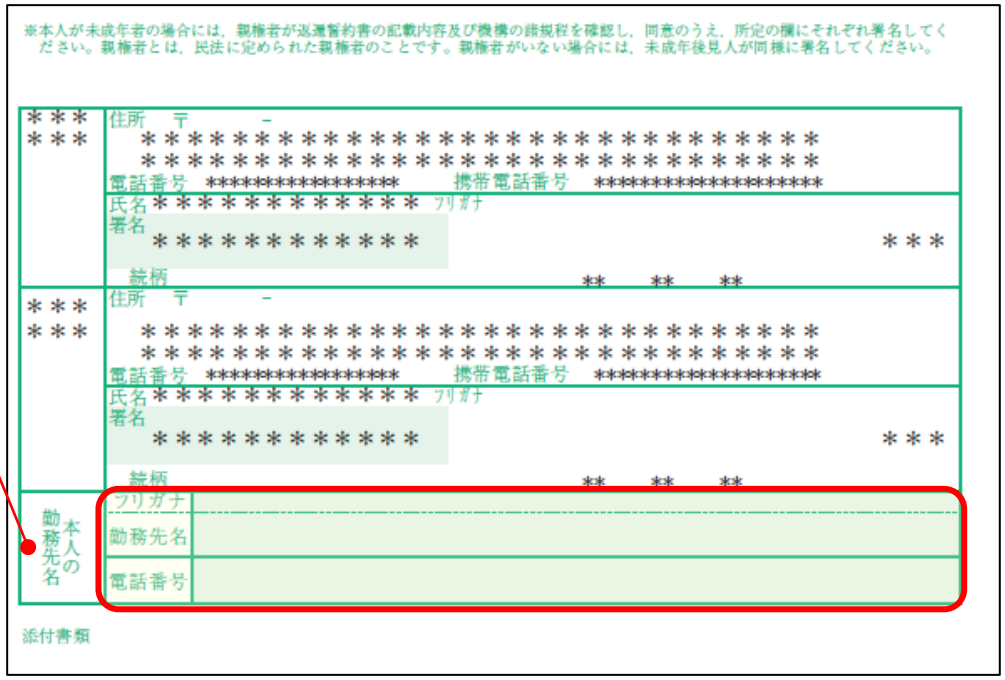

【提出前のチェックリスト】

提出する前に，以下のチェック項目をご確認ください。

チェック欄	チェック項目
□	記入には黒または青のボールペン（字が消えないもの）を使用しましたか。
□	奨学生本人署名欄に署名がされていますか（奨学生本人の署名であること）。
□	希望する返還方式のチェックボックスにチェックはついていますか。
□	勤務先は記入されていますか（勤務先が決まっている場合のみ）。
□	「返還誓約書【本人控用】」（２枚目）を切り離しましたか。

全てチェックがついたら，「返還誓約書【提出用】」（１枚目）を
返信用封筒に入れて，郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

２．口座振替（リレー口座）の加入手続

奨学金の返還は，口座振替（毎月２７日）により行いますので，**口座振替（リレー口座）**の加入手続が必要です。繰上返還をする方や進学する方も含め，**必ず全員が加入しなければなりません。**

● 加入手続方法

加入手続は，原則**スカラネット・パーソナル**から行ってください。

奨学生本人名義の口座のみ申込可能です。

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

スカラネット・パーソナルからの申込方法

スカラネット・パーソナルにログインし，各種手続画面のワンタイムパスワードを取得し，「返還中の手続　２.振替用口座（リレー口座）登録・変更申込」から申し込んでください。

詳しい申込手順は，本機構ホームページ「加入方法」を確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/furikae/kanyu.html

〈スカラネット・パーソナルから申込可能な金融機関（2026 年 8 月時点）〉

ゆうちょ銀行，みずほ銀行，三井住友銀行，りそな銀行，埼玉りそな銀行，地方銀行，第二地方銀行，信用金庫，労働金庫，一部インターネット専業銀行（楽天銀行，イオン銀行，PayPay 銀行，セブン銀行，ソニー銀行，au じぶん銀行，ドコモ SMTB ネット銀行）

※最新の取扱金融機関一覧は，上記本機構ホームページ「加入方法」で確認してください。

【スカラネット・パーソナルから申し込む際の注意事項】

・本機構に登録しているカナ氏名（「返還誓約書」（４頁参照）で確認してください）と同じ名義の口座で申し込んでください。
・本機構ホームページで「推奨環境」を確認してください。推奨環境以外では，手続が正常に行えない場合があります。

【スカラネット・パーソナルから申込ができない場合】

以下①，②のいずれかに該当する口座からの返還を希望する場合は，「口座振替(リレー口座)加入申込書【窓口用】」を使用し，金融機関の窓口で手続をしてください。

① 奨学生本人名義以外(家族など)の口座
② 以下の金融機関の口座(詳しくは本機構ホームページ「加入方法」の「3. 取扱金融機関」参照)
三菱UFJ銀行，一部信託銀行，一部信用組合，農業協同組合，信用漁業協同組合連合会，一部漁業協同組合

※「口座振替(リレー口座)加入申込書【窓口用】」は，学校に申し出るか，本機構ホームページ「口座振替(リレー口座)への加入・変更」を確認し，請求してください。

【申込前のチェックリスト】

スカラネット・パーソナルから申し込む前に，以下のチェック項目をご確認ください。

チェック欄	チェック項目
□	本機構ホームページ「推奨環境」を確認した。
□	申込予定の口座は，自分（奨学生本人）の口座である。 ※奨学生本人名義以外の口座は申し込めません。
□	申込予定の金融機関は，スカラネット・パーソナルでの取扱金融機関である。 ※前頁の「スカラネット・パーソナルから申込可能な金融機関」をご確認ください。
□	申込予定の口座は，普通預金口座である（預金種目が１）。
□	申込予定の口座の口座名義と本機構に現在登録している奨学生本人カナ氏名は一致している。 ※本機構に登録されているカナ氏名は，「返還誓約書」（４頁参照）またはスカラネット・パーソナルの「個人情報」画面で確認できます。
□	通帳やキャッシュカードなど，口座情報がわかるものを手元に用意した。 ※申込時に，金融機関によっては，認証のために暗証番号や残高情報が必要となることがあります。事前に準備してください。

● 申込内容確認

ａ スカラネット・パーソナルからの申込は，スカラネット・パーソナル「詳細情報」画面，または「各種手続内容確認」画面から確認できます。

ｂ 「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」で手続をした場合，申込中はスカラネット・パーソナルから確認ができません。お手元にある「様式３　預・貯金者控」をご確認ください。本機構での加入処理が完了後，スカラネット・パーソナル「詳細情報」画面から振替用口座が確認できます。

● 加入後について

ａ 「口座振替（リレー口座）加入通知」は，通常，手続後１～２か月で届きます。

ｂ 金融機関で口座名義の変更手続をした場合は，あらためて口座振替（リレー口座）加入手続をしてください（１３頁参照）。ただし，金融機関の統廃合等による口座情報の変更については，原則手続不要です。

ｃ 本人以外の口座名義人の住所等に変更があった場合も，本機構への届出が必要です。

３．メールアドレスの確認

スカラネット・パーソナルにログイン後，「個人情報」のタブから，登録済みのメールアドレスを確認してください。もし在学中しか使用できないメールアドレスや古いメールアドレス，ドメイン名に誤りがある等の場合，支給終了後も使用できるメールアドレスに修正してください。本機構から重要なお知らせを送信する場合があります。

Ⅱ	奨学金の返還

１．定額返還方式による返還

定額返還方式とは，返還総額に応じて決定された一定の金額で返還する返還方式です。返還誓約書提出の際にこの返還方式を選択した方が対象です。

（１） 割賦方法

一定の金額を月々に返還する**月賦返還**となります。

（２） 返還期日

支給終了後，本機構から「返還開始の通知」を発送します。その通知発送月の翌月から数えて**７か月目の月（４月に通知発送した場合は１１月）の２７日**が**初回返還日です。**以降，毎月２７日に月賦分を振替用口座から引き落とします。なお，２７日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。残高不足にならないよう、振替日の前営業日までにご入金をお願いします。

（３） 返還期間（回数）

返還回数は，返還総額を下表「奨学金返還年数算出表」に定める「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」（小数点以下切り捨て）の１２倍の回数です。

（例） 返還総額： ９０９，６００円の場合

９０９，６００円÷９０，０００円＝１０．１年 → １０年×１２＝１２０回

【奨学金返還年数算出表】

返還総額	割賦金の基礎額	返還総額	割賦金の基礎額
200,000 円以下	30,000円	600,001 円～700,000 円	70,000円
200,001 円～400,000 円	40,000円	700,001 円～900,000 円	80,000円
400,001 円～500,000 円	50,000円	900,001 円～1,100,000 円	90,000円
500,001 円～600,000 円	60,000円	―	―

（４） 返還月額

約定で決められた毎月返還しなければならない金額（割賦金）です（以下，「返還月額」という）。

返還総額を返還回数で割った額が返還月額になります。なお，端数分は最終月でまとめて返還となります。

（例） 返還総額 ：９０９，６００円，１１月返還開始の場合の返還月額

９０９，６００円÷１２０回＝７，５８０円

返還月 / 割賦方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			最終月
月　賦	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580	7,580			7,580

（５）返還方式の変更（定額返還方式→所得連動返還方式）

定額返還方式から所得連動返還方式への変更をすることが可能です。所得連動返還方式への変更を希望する場合は，以下の〔提出書類〕を簡易書留で提出してください（簡易書留に係る郵便料金は返還者本人の負担となります）。書類の提出先は，申請書類等に記載しています。

【提出書類】

ａ　「奨学金返還方式変更届（支給終了者用）」

⚠ 個人番号（マイナンバー）が未提出の方は，以下のｂ～ｄの書類も提出が必要です。

ｂ　「マイナンバー提出書」

ｃ　番号確認書類（「個人番号カード（うら面）」等のコピー）

ｄ　身元確認書類（「個人番号カード（おもて面）」，「運転免許証」等のコピー）

⚠ 所得連動返還方式にかかる申請書類については，奨学金相談センターにお問い合わせください。

⚠ 延滞している場合や口座加入手続が完了していない場合は，返還方式の変更はできません。

⚠ 所得連動返還方式から定額返還方式への変更はできません。

２．所得連動返還方式による返還

所得連動返還方式とは，本機構が個人番号（マイナンバー）により取得した前年の課税対象所得（課税総所得金額）等に基づき返還月額を算出する返還方式です。返還誓約書提出の際にこの方式を選択した方が対象です。

所得に応じた返還月額となるため，所得が少ない場合は返還月額も少なくなります。一方，所得が多い場合は返還月額も多くなります。

所得が一定程度となるまでの間は，定額返還方式よりも返還月額が少なくなりますが，所得が一定程度を超えると定額返還方式よりも返還月額が多くなります。なお，返還が必要な総額は定額返還方式と変わりません。

（１）　割賦方法

月賦返還となります。

（２）　返還期日

支給終了後，本機構から「返還開始の通知」を発送します。その通知発送月の翌月から数えて**７か月目の月（４月に通知発送した場合は１１月）の２７日**が**初回返還日です。**以降，毎月２７日に月賦分を振替用口座から引き落とします。なお，２７日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

（３）　返還月額

毎年，前年の課税対象所得等に応じて，１０月から翌年９月までの返還月額が決まります。（返還初年度のみ定額返還方式で算出した割賦金の半分が返還額となります。）

なお，返還月額の最低金額は２，０００円となります。

① 返還初年度		② 返還２年目（以降）	
10 月	9 月	10 月	9 月
定額返還方式で算出した割賦金の半分		所得に応じた返還月額	

① 返還初年度（返還開始から最初の９月まで）の返還月額

返還初年度は，定額返還方式により算出した割賦金の半分（１円未満の端数は切り捨て）が返還月額となります。

ただし，算出した額が２，０００円未満となった場合，返還月額は２，０００円となります。また，定額返還方式により算出した割賦金の半分での返還が困難な場合は，願出（スカラネット・パーソナルまたは申請書類）により月額２，０００円に変更することが可能です。

⚠ 返還初年度の期間は，返還開始翌月以降の最初の９月までとなります（最長１２か月（１０月～翌９月），最短１か月（９月のみ））。

② 返還月額の見直し（返還開始翌月以降の１０月）後の返還月額

ア　返還月額の見直し時期

最初の返還月額の見直しを返還開始翌月以降の１０月に行い，その月から前年の課税対象所得等に応じた返還月額での返還となります。初回の返還月額の見直し以降は，前年の課税対象所得等が確定する６月以降に，本機構が個人番号（マイナンバー）を利用して取得した前年の課税対象所得等で返還月額を算出し，１０月から翌年９月まで算出された返還月額で返還します。課税対象所得に応じた返還月額での返還が困難な場合は，返還期限猶予を願い出ることが出来ます。（１７頁～１８頁参照）。

返還者本人が被扶養者（１２頁参照）の場合は，返還者本人と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。そのため，扶養者の個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。

なお，返還月額の算出には，個人番号（マイナンバー）等本機構の定める書類の提出が必要です。

【初回の返還月額見直しの時期の例】

- ２０２７年２月に返還開始通知発送・・・返還初年度は ２０２７年９月から返還開始，返還２年目は２０２７年１０月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

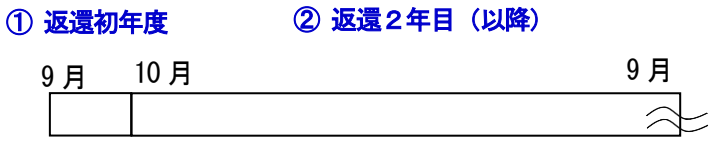

- ２０２７年４月に返還開始通知発送・・・返還初年度は２０２７年１１月から返還開始，返還２年目は２０２８年１０月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始



● ２０２７年６月に返還開始通知発送・・・返還初年度は２０２８年１月から返還開始，返還２年目は２０２８年１０月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

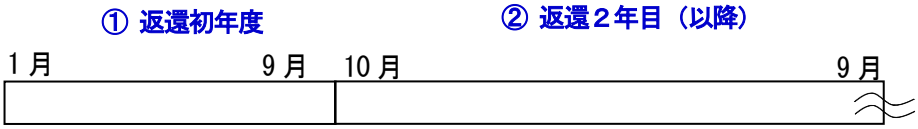

イ　返還月額の算出

前年の課税対象所得に９％をかけた額が１０月から翌年９月までの要返還額となり，１２で割った額（１円未満の端数は切り捨て）が返還月額になります。ただし，算出された額が２，０００円未満となる場合は２，０００円が返還月額となります。

また，返還者本人の子ども（※）１人につき３３万円が課税対象所得から控除されます。
※個人番号（マイナンバー）により取得した当年６月１日時点の戸籍情報により確認します。

⚠ **返還月額の最低金額は２，０００ 円です。前年の収入・所得が０円の場合でも，返還月額は０円になりません。**

【初回の見直し以降の返還月額の算出方法】

〈課税対象所得に応じた返還月額の例〉

・年収２００万円（課税対象所得５３万円）⇒返還月額３，９７５円
（５３０，０００×９％÷１２＝３，９７５円）

・年収３００万円（課税対象所得１１４万円）⇒返還月額８，５５０円
（１，１４０，０００×９％÷１２＝８，５５０円）

・年収４００万円（課税対象所得１７３万円）⇒返還月額１２，９７５円
（１，７３０，０００×９％÷１２＝１２，９７５円）

③ 最終返還月額

返還の最終年度において，算出された返還月額により返還した結果，返還残額が返還月額未満となった場合，当該返還残額を最終の返還月額に加えます。**ただし，返還残額が１００円以上である場合，返還回数を１回増やし，当該返還残額が最終の返還月額となります。**

（４） 返還が困難な場合

返還が困難な場合は，以下の制度を願い出ることができます。

● 返還初年度における最低返還月額

返還初年度において，定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は，願出（スカラネット・パーソナルまたは申請書類）により**最低返還月額２，０００円で**

返還することができます。申請の際，証明書類等は不要です。手続の詳細については，奨学金相談センターにお問い合わせください。

⚠ **延滞している場合，口座振替（リレー口座）加入の手続が完了していない場合，個人番号（マイナンバー）未提出の場合は，最低返還月額２，０００円による返還の申請はできません。**

● 返還期限猶予（１７頁～１８頁）

返還が困難な場合は，返還期限猶予を願い出ることができます。

⚠ 所得連動返還方式では課税対象所得等に応じて返還月額が設定されるため，**減額返還制度（１６頁）の対象になりません。**

（５） 被扶養者（※）となった場合

返還者本人が被扶養者である場合または返還中に返還者本人が被扶養者となった場合は，返還者本人と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。そのため，**扶養者の「マイナンバー提出書」と「個人番号カード」等のコピーを同封して，本機構指定の宛先に簡易書留により提出する必要があります**（簡易書留に係る郵便料金は返還者本人の負担となります）。詳細は本機構ホームページ等でお知らせします。

※地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第７号に規定する同一生計配偶者および同項第９号に規定する扶養親族をいう。

⚠ 以下の場合は，所得連動返還方式を選択していても，定額返還方式により算出した返還月額での返還となります。

- 「マイナンバー提出書」等，本機構が定める書類を提出しなかった場合
- 海外長期滞在等により，本機構が課税対象所得等を把握できなかった場合
- 被扶養者となった際に，返還者本人と扶養者の課税対象所得の合計を元に算出した返還月額が，定額返還方式により算出した返還月額を超える場合

Ⅲ	返還中の各種届出

以下の場合は，届出が必要になります。
○ 住所・氏名・電話番号等に変更があった場合
○ 返還金を引き落とすための振替用口座を変更する場合

１．住所・氏名・電話番号等の変更

住所・姓（名字）・勤務先・電話番号等に変更があった場合は，速やかに**スカラネット・パーソナル**で届け出てください。

⚠ 届出がない場合，本機構からの重要な通知が届かなくなり，延滞の原因ともなります。
延滞が続くと，法的手続（２０頁）の対象となるなど，大変不利益なことも生じます。

⚠ 転居の場合は本機構に届け出るとともに，必ず郵便局に転居届を提出してください。なお，貸与中（まだ，在学中で奨学金の振込みが終了していない）の奨学金がある場合は，在学している学校に申し出てください。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は，郵送で「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を提出してください。詳細は本機構ホームページを参照してください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/jushoshimei.html

【注意】
a 改姓等による口座名義の変更は，先に金融機関に名義変更を届出した後， 改めて口座振替（リレー口座）の加入手続をしてください。
b 改名（改姓を除く）の場合，その事実のわかる証明書（新旧氏名のわかる公的証明）を「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（本機構ホームページを参照）に添付して提出してください。
c 本機構に届出がなく住所が分からなくなった場合は，役場等に照会し調査することがあります。

２．振替用口座（リレー口座）の変更

振替用口座を変更する場合は，原則，以前に手続をした口座の登録が完了した後に，改めて加入手続を行ってください。

加入手続については本機構のホームページ「振替口座の変更」をご確認ください。

なお，**新口座への変更は，手続後１～２か月程度かかります。**変更後は，新口座からの振替日を「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始されるまでは，変更前の口座から振替が行われますので解約しないでください。

Ⅳ　在学している場合（在学猶予）

大学，短期大学，大学院，高等専門学校，専修学校に在学している場合，在学している期間（最短の卒業・修了予定年月まで）は**スカラネット・パーソナル**で**「在学猶予願」**を提出することで返還期限を猶予することができます。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は，「在学届」を在学している学校に提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

返還中に願い出る場合は，在学猶予が承認されるまでは，引き続き請求・督促が行われます。口座振替請求および返還者本人への請求行為は停止できません。

なお，在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて７か月目の月から返還が開始します（振替日については１頁参照）。

在学猶予制度の適用期間の上限は，通算１０年（１２０か月）です。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku_yuyo.html

１．引き続き在学、または進学した場合

スカラネット・パーソナルで，**「在学猶予願」**を速やかに提出してください。提出に際して，在学している学校の学校番号を入力する必要がありますので，事前に学校の奨学金窓口に照会してください。

⚠ 大学・短期大学・専修学校の通信教育課程または放送大学の全科履修生として在学している場合は，１年ごとに「在学猶予願」または「在学届」を提出してください。

⚠ 外国の大学等に留学した場合は，「在学猶予願」または「在学届」のかわりに「奨学金返還期限猶予願」と「在学証明書のコピー」（日本語訳を添付）およびビザのコピーを１年ごとに本機構へ郵送で提出してください。なお，日本の大学（院）に在籍しながら外国の大学等に留学する場合は，日本の大学（院）への「在学猶予願」または「在学届」の提出により在学猶予が可能です。

⚠ 以下の場合は在学猶予の対象となりません。返還期限猶予（１７頁～１８頁参照）を願い出てください。

・聴講生，研究生，選科履修生，科目履修生等の場合

・外国留学のうち，大学，大学院以外の語学学校等で在学期間　９か月未満の学校に在籍する場合

２．留年（休学）により卒業期が延期された場合

１年ごとに「在学猶予願」または「在学届」を提出してください。

３．早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合

在学猶予を受ける資格がなくなりますので，**スカラネット・パーソナル**で**「在学猶予期間短縮願」**を提出してください。「在学届」で提出する場合は，在学期間短縮欄のチェックボックス（□）にチェック（✓）し，学校に提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

この手続により，届出済みの在学期間が短くなります。在学猶予短縮後は，在学猶予終了の翌月から数えて７か月目の月から返還が開始（再開）します。

V	返還が困難になった場合 （救済制度）

○ 経済困難，失業，傷病，災害など返還できない事情が生じた場合，返還月額の減額または返還期限の猶予といった救済制度があります。

○ 返還総額は，減額返還制度，返還期限猶予制度ともに変わりません。

○ 「返還誓約書」の提出がない場合は対象になりません。

１．減額返還（返還月額を減額して返還）

当初の返還月額を３分の２，２分の１，３分の１または４分の１に減額し，返還期間を延長して返還することができます。３分の２に減額した場合は８か月分の返還月額を１２か月で，２分の１に減額した場合は６か月分の返還月額を１２か月で，３分の１に減額した場合は４か月分の返還月額を１２か月で，４分の１に減額した場合は３か月分の返還月額を１２か月で返還します。適用期間の上限は**通算１５年（１８０か月）**です。

【申請方法・条件】

- **スカラネット・パーソナル**から申請できます（一部条件があります）。
- 書面の場合は「奨学金減額返還願」，「チェックシート」および証明書（必要な場合）を添えて，適用開始希望月の前々月末日までに，本機構に郵送してください。なお，希望する月の４か月以上前に提出があった場合は返送します。
- 返還開始よりおおむね９か月以内（支給終了または在学猶予終了の翌年に当年度の証明書が発行されるまで）の申請時に限り，証明書の提出は不要です。詳細は本機構ホームページで確認してください。
- **延滞している場合は対象になりません。**
- 減額返還方法（３分の２，２分の１，３分の１または４分の１に減額）と減額返還の適用期間（最長１２か月）を選択してください。
- 事由によっては，収入・所得金額の基準があります（１７頁の表参照）。
- 願出の事由によっては，証明書等が必要です。詳細は本機構ホームページを参照してください。

【結果等】

- 審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き当初の約束どおりの返還月額の請求が行われます。
- 減額返還中に，当初の返還月額に戻す場合は，当初の返還月額での返還再開を希望する月の前月末日までに，「奨学金減額返還短縮願」を本機構に提出してください（様式は本機構ホームページを参照）。

【参考】経済困難事由の場合の収入・所得金額の基準

		あなたが扶養している子供の人数	
		２人	３人以上
給与所得者	年間収入金額（税込） ４００万円以下	年間収入金額（税込） ５００万円以下	年間収入金額（税込） ６００万円以下
給与所得以外の 所得を含む場合	年間所得金額 （必要経費等控除後） ３００万円以下	年間所得金額 （必要経費等控除後） ４００万円以下	年間所得金額 （必要経費等控除後） ５００万円以下

ただし，上記の収入（所得）基準額を超える場合でも，〔控除項目〕（１８頁参照）に該当し，控除後の金額が収入（所得）基準額以下となる場合は，減額返還を願い出ることができます（控除の条件や金額等の詳細，提出書類は本機構ホームページで確認してください）。

【注意】

a 「所得連動返還方式」の返還方法を選択している方は，当該奨学金については，減額返還制度の対象になりません。

b 願出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です（延滞している場合，延滞を解消することにより願出が可能になります）。

c 返還方法は，口座振替による月賦返還に限ります。

d 減額返還適用期間中に２回続けて振替不能となった場合は，延滞発生時に遡って減額返還の適用が取り消しになります。

２．返還期限猶予（返還期限の先送り）

経済困難等の事情により返還が困難になった場合，返還期限を先送りすることができます。
給付奨学金の返還の場合は，適用期間の上限はありません。

【申請方法・条件】

- **スカラネット・パーソナル**から申請できます（一部条件があります）。
- 書面の場合は「奨学金返還期限猶予願」，「チェックシート」および証明書（必要な場合）を添えて，適用開始希望月の前々月末日までに，本機構に郵送してください。なお，希望する月の４か月以上前に提出があった場合は返送します。
- 返還開始よりおおむね９か月以内（支給終了または在学猶予終了の翌年に当年度の証明書が発行されるまで）の申請時に限り，証明書の提出は不要です。詳細は本機構ホームページで確認してください。
- 返還が困難になった場合は，速やかに提出してください。
- １年ごとに願い出てください。
- 事由によっては，収入・所得金額の基準があります（１８頁の表参照）。
- 延滞している場合でも，猶予事由に合った証明書が提出できる場合は猶予を願い出ることがで

きます。傷病，生活保護受給中等，真に返還が困難な場合は，延滞分を据え置いて返還期限猶予を適用できる場合があります。

- 願出の事由によっては，証明書等が必要です。詳細は本機構ホームページを参照してください。

【結果等】

- 審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き請求・督促が行われます。
- 審査の結果，承認されない場合もあります。その場合は返還していただくことになります。
- 返還期限の猶予期間中に返還を再開する場合は，再開を希望する月の前月末日までに「奨学金返還期限猶予短縮願」を本機構に提出してください（様式は本機構ホームページを参照）。

【参考】経済困難事由の場合の収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額（税込）３００万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）２００万円以下

ただし，上記の収入（所得）基準額を超える場合でも，以下の〔控除項目〕に該当し，控除後の金額が収入（所得）基準額以下となる場合は，返還期限猶予を願い出ることができます（控除の条件や金額等の詳細，提出書類は本機構ホームページで確認してください）。

【控除項目】

a　返還者本人の被扶養者にかかる控除
b　返還者本人の被扶養者でない親への援助
c　返還者本人の被扶養者でない他の親族（2親等以内で配偶者・子を除く）への援助
d　返還者本人にかかる医療費
e　返還者本人の被扶養者にかかる医療費補助
f　（「災害」事由に限る）住宅取得経費，自宅修理費，車・家財購入経費

⚠ **返還期限猶予制度**は，返還期限を先送りにすることができますが，将来へ返還の負担を残すことになります。将来の負担を少しでも軽くするために，無理のない限り，当初の返還月額を減額して返還する**減額返還制度**を利用することをおすすめします。

減額返還，返還期限猶予は**スカラネット・パーソナル**から願い出ることができます。

○「奨学金減額返還願」のスカラネット・パーソナルからの願出について
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/spnegaide.html

○「奨学金返還期限猶予願」のスカラネット・パーソナルからの願出について
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/spnegaide.html

Ⅵ	返還の免除

次の場合，願出により返還を免除される場合があります。詳しくは奨学金相談センターにお問い合わせください。**返還誓約書の提出がない場合は対象になりません。**

- **返還者本人が亡くなった場合**
- **返還者本人が精神または身体の障害により返還できなくなった場合**

1．死亡による返還免除

死亡により返還ができなくなったときは，以下の書類を提出してください。

- **「給付奨学金返還免除願」**（相続人の署名）
- **返還者本人死亡の事実が記載された戸籍抄本，個人事項証明書または住民票の写し等の公的証明書（コピー不可）**（個人番号（マイナンバー）を本機構へ提出している方は不要）

2．精神または身体の障害による返還免除

精神または身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し，返還ができなくなったとき，以下の書類を提出してください。

- **「給付奨学金返還免除願」**（本人署名）
- **返還することができなくなった事情を証明する書類**（収入に関する証明書類。収入が一定額以上の場合，証明書類に加え，返還できない状況であることを証明する書類）
- **医師または歯科医師の診断書**（本機構所定の用紙）

⚠ 上記１．２．ともに**延滞している場合は返還免除の対象になりません**（１.は死亡時点，２.は審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です）。

Ⅶ 返還が滞った場合

1．督促

奨学金の返還を延滞した場合，**本機構または本機構が委託した債権回収会社等から返還の督促を行います。**

- **文書**

  返還者本人または口座名義人宛に**「振替不能通知」**を送付します。住所等に変更があれば速やかに届け出てください。

- **電話**

  返還者本人に対して，通知と同時に電話でも督促を行います。
  ただし，電話対応いただいた方が返還者本人であることの確認ができるまでは，個人情報保護の観点から，連絡の目的等をご説明できない場合があります。

- **自宅への訪問**

  自宅へ訪問し，督促や返還期限猶予制度等の案内を行います。

⚠ その場で直接現金を徴収することはありません。

2．法的手続

延滞が続くと，次のような民事訴訟法に基づく法的手続（②～④）を行います。

① 支払督促申立予告

督促しても返還しない場合は，返還期限が到来していない分を含め，返還未済額の全額の**一括返還を請求します（期限の利益の喪失）。**また，同時に支払督促申立の予告をします。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続や連絡がない等により，延滞を続けている者については，独立行政法人日本学生支援機構法に関する省令３２条の２第５項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により，一括請求します。

② 支払督促申立

支払督促申立予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合は，裁判所に支払督促の申立をします。

③ 仮執行宣言の申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は，裁判所に仮執行宣言の申立をします。

④ 強制執行

仮執行宣言の申立をしてもなお返還しない場合は，強制執行の手続を行い，給与や財産を差し押さえます。

⚠ 支払督促申立以降の手続にかかった費用は，返還者本人の負担になります。

⚠ 返還金の充当順位は，督促費用があるときは，まず督促費用に充当し，次に元金の順になります。

Ⅷ	その他

1．繰上返還

- 全額または一部を繰り上げて返還を希望する場合，**スカラネット・パーソナル**で申し込んでください。
- 一部繰上返還をした場合は，繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりとなります。
- 初回返還期日より前に繰上返還を行うことができます。

【スカラネット・パーソナルからの申込方法 】

申込先	申込期限	繰上返還の処理状況・明細
スカラネット・パーソナル https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/	繰上返還を希望する月の 前月中旬～当月中旬 ※申込期間の詳細は，ホームページで確認してください。	スカラネット・パーソナルの画面上で確認してください。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は，「繰上返還申込書」に記入し，郵送で申し込んでください。詳細は本機構のホームページを参照してください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/kuriage/index.html

【注意事項】

a　スカラネット･パーソナルからの申込みには，振替用口座（リレー口座）の登録が必要です。

b　スカラネット・パーソナルから申込みをした方で，繰上返還の振替（引き落とし）希望月の前月の振替ができなかった場合は，繰上返還の申込みは取り消されます。

2．返還金の充当順位

- 督促費用があるときは，まずは督促費用に充当し，次に元金の順に充当します。

3．返還完了のお知らせ

- 返還が完了したときは「返還完了証」を返還者本人宛に送付します。

4．外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についても口座振替（リレー口座）で行います。外国に転居する前に住所変更の手続（国内の連絡先を指定）をし，本機構が指定する日本国内の取扱金融機関で口座振替（リレー口座）の加入手続をして，振替ができるようにしておいてください。返還中，定期的に口座の残高を確認し，残高不足にならないようにしてください。

これらの方法がどうしてもとれない場合は，本機構指定の口座（以下（2）参照）に送金してください。

ただし，外国からの送金は，手続が複雑なうえ送金手数料（返還者本人負担）も必要であり，本機構の口座へ入金されるまでには口座振替の場合より多くの日数がかかりますので注意してください。

（1） 外国送金の留意点

- 送金手数料，関係する銀行手数料等はすべて返還者本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し，送金してください。
- 振込等に際しては，住所・氏名の他に奨学生番号（カタカナの記号はローマ字で）を参照記号（reference）として，通信欄（message）に必ず記入してください。奨学生番号と氏名が確認できないと，送金されても返還金として入金処理ができません。
- 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では，為替レートの変動により過不足が生じることがありますので，注意してください。
- 入金年月日は，送金日ではなく本機構の口座に入金された日付となります。

（2） 外国から送金する場合の金融機関

- 銀行の振込送金（この方法が最も確実です）

  下記の口座は，外国送金受入れ専用です。**日本国内からの送金はできません。**

受取人名／住所	預金種目	振込先銀行（口座番号）
（受取人名） JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION （受取人住所） 10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN ※送金時の受取人名／住所は上記のとおり記入してください。	普通預金	三菱ＵＦＪ銀行 本店（7640389） （MUFG Bank, Ltd.） Swift Code:BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 TEL:03-3240-1111 三井住友銀行 東京公務部（0126843） （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） Swift Code:SMBC JPJT 〒105-0003 東京都港区西新橋1-3-1 TEL:03-3591-3021

- 国際郵便為替による送金（取り扱わない国もあります）

  現地の郵便局で下記の宛先の国際郵便為替を作成し，奨学生番号を通信欄または氏名欄に記入して送金してください（円建送金ができない国もあります）。

所在地	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 （10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN ）
名　称	日本学生支援機構（JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION）

5．卒業後のアンケートの実施について

今後の奨学金の給付・貸与業務の参考にするために，卒業後に奨学金を受けたことにより学業・生活・進路等に与えた影響についてアンケートを実施することがあります。

ご協力のほどよろしくお願いします。

【用語集】

用語	説明
【　あ　行　】	
延滞 <えんたい>	約束の返還期日までに返還がない状態のこと。
【　か　行　】	
割賦 <かっぷ>	返還する金額を何回かに分けて支払うこと。 月ごとの割賦金を「月賦<げっぷ>」という。
繰上返還 <くりあげへんかん>	将来返還する金額を先に（繰上げて）返還すること。
減額返還制度 <げんがくへんかんせいど>	返還月額を一定期間減らす制度。減らした期間に応じた分の返還期間が延長される。
【　さ　行　】	
在学猶予 <ざいがくゆうよ>	本機構が「返還開始の通知」の発送後，返還者本人が学校（在学猶予対象校）に在学している場合，所定の手続を行うことで適用される返還期限猶予のこと。
債権回収会社 <さいけんかいしゅうがいしゃ>	債権回収（支給したお金を返してもらえるよう返還者本人に働きかけること）を専門に行う民間の会社のこと。
奨学生番号 <しょうがくせいばんごう>	奨学生に付与されている固有の番号のこと。 支給された奨学金の債権ごとに１つの番号が付与される。
スカラネット・パーソナル	インターネットを利用して，返還中の奨学金に関する情報の閲覧や，返還中の各種届出や繰上返還の申出等ができる情報システムのこと。
【　た　行　】	
督促 <とくそく>	約束の履行等を促すこと。
【　は　行　】	
番号確認書類 <ばんごうかくにんしょるい>	法令に基づき本機構が指定する、個人番号（マイナンバー）を書面で提出する場合に添付する番号確認のための公的証明書類のこと。 例：「個人番号カード（うら面）」等のコピー
被扶養者 <ひふようしゃ>	独立して生計を営まない者として，他者の援助（扶養）を受けている者のこと。
振替不能通知 <ふりかえふのうつうち>	振替日（毎月２７日）に口座より引き落としができなかった時に，本機構より返還者本人に送付する通知のこと。
返還期限猶予 <へんかんきげんゆうよ>	奨学金の返還が困難な場合に，返還の期限を先送りにすること。
返還期間（回数） <へんかんきかん（かいすう）>	返還をする期間および回数のこと。
返還期日 <へんかんきじつ>	奨学金の返還をする毎月の期日のこと。
【　ま　行　】	
身元確認書類 <みもとかくにんしょるい>	法令に基づき本機構が指定する、個人番号（マイナンバー）を書面で提出する場合に添付する身元確認のための公的証明書類のこと。例：「個人番号カード（おもて面）」，「運転免許証」等のコピー

【各種願・届・文書の提出先】

返還に関する諸用紙	提出先
在学届・在学届（在学期間短縮） 〈学校を通じて提出する場合〉	在学している学校に提出してください。 ※**スカラネット・パーソナル**で手続可。
①奨学金減額返還願 ②奨学金返還期限猶予願 ③奨学金減額返還短縮願 ④奨学金返還期限猶予短縮願	左記の①，②については，**スカラネット・パーソナル**で願出可。（以下参照） https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/index.html
①転居・改氏名・勤務先（変更）届 ②繰上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒１６２－８４１２　東京都新宿区市谷本村町１０－７ ※**スカラネット・パーソナル**で手続可。
給付奨学金返還免除願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還総務課 〒１６２－８４１２　東京都新宿区市谷本村町１０－７
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 相談課 〒１６２－８４１２　東京都新宿区市谷本村町１０－７
口座加入・変更に関する用紙	**請求先**
口座振替（リレー口座）加入申込書	本機構ホームページ（以下参照）から請求してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/kozahenko.html ※ホームページ以外の請求先 ＜郵送＞独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 相談課 〒１６２－８４１２　東京都新宿区市谷本村町１０－７ ※提出先は金融機関の窓口となります。 ※返還者本人名義口座の場合，**スカラネット・パーソナル**で手続可。

様式は本機構ホームページに掲載していますので，願出の際には最新の様式を確認のうえ利用してください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html

「奨学金減額返還願」のスカラネット・パーソナルからの願出について
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/spnegaide.html

「奨学金返還期限猶予願」のスカラネット・パーソナルからの願出について
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/spnegaide.html

✔ **返還情報の確認や各種手続には，スカラネット・パーソナル が便利です。**

貸与・給付を受けた奨学金に関する情報の閲覧や，各種届出等を行うことができます。
https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

スカラネット・パーソナルを利用できない場合や郵送等による手続きが必要な場合は，
下記ホームページから様式を取得し手続を行ってください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html

	変更・願出項目	必要手続	提出方法
本人	引っ越しました 電話番号（自宅・携帯等）が変わりました 氏名が変わりました 就職しました／勤務先が変わりました	転居・改氏名・勤務先（変更）届 **➡１３頁**	**●スカラネット・パーソナル** **●郵便**
返還手続	返還が滞りそうです （病気，災害，経済的事情等で）	奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願 **➡１６頁～１８頁**	**●スカラネット・パーソナル** **●郵便**
	繰上返還したい	繰上返還申込書 **➡２１頁**	**●スカラネット・パーソナル** **●郵便**
	振替用の口座を変更したい	振替用口座の変更 **➡１３頁**	**●スカラネット・パーソナル** **●金融機関窓口**
	進学（留年）しました	在学猶予願（スカラネット・パーソナル） **➡１４～１５頁** 在学届（在学校） **➡１４～１５頁**	**●スカラネット・パーソナル** **●在学校**
	（在学猶予中に）退学/早期卒業しました	在学猶予期間短縮願（スカラネット・パーソナル） **➡１５頁** 在学届（在学期間短縮）（在学校） **➡１５頁**	**●スカラネット・パーソナル** **●在学校**
返還明細	自分の返還残額を知りたい	**●スカラネット・パーソナル**	
	自分の金融機関情報を知りたい	**●スカラネット・パーソナル**	

【奨学金相談サイト】

奨学金に関するよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるＱ＆Ａサイトです。
https://www.shogakukinsupport.jp

【X（旧 Twitter）公式アカウント「日本学生支援機構 JASSO」(@JASSO_general)】

口座振替日等，返還に関する情報もお知らせしています。 https://twitter.com/JASSO_general

【電話によるお問合せ先】

日本学生支援機構　奨学金相談センター　０５７０－６６６－３０１（ナビダイヤル・全国共通）

月曜日～金曜日９時００分～２０時００分（祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルが利用できない方（海外からの電話または０５０から始まるＩＰ電話等をお使いの方）は、０３－６７４３－６１００をご利用ください。

※個人情報保護に関する取扱いに基づき，本人確認をさせていただいております。

※お問合せの際には，奨学生番号が必要です。

※奨学生本人からお問合せください（本人以外からのお問合せにはお答えできない場合があります）

※料金は本人負担となります。また，無料通話や通話料定額プランの対象外となります。